

平成29年度第2回
札幌市景観審議会

会 議 録

日 時：平成29年12月6日（水）午前9時30分開会
場 所：わくわくホリデーホール 2階 第1会議室

■ もくじ ■

1	開会	3
2	挨拶	3
3	報告事項	3
	(1) 景観プレ・アドバイスの実施について	
	(2) 景観資源の保全と活用について	
	(3) 景観整備機構について	
4	閉会	32

平成29年度第2回札幌市景観審議会

- 1 日 時 平成29年12月6日（水）9時30分～11時45分
- 2 場 所 わくわくホリデーホール 2階 第1会議室
- 3 出席者 委 員：西山徳明会長はじめ12名（巻末参照）
札幌市：まちづくり政策局都市計画部長
まちづくり政策局都市計画部地域計画課長
まちづくり政策局都市計画部地域計画課景観係長
まちづくり政策局都市計画部地域計画課景観まちづくり担当係長
- 4 報告事項
 - (1) 景観プレ・アドバイスの実施について
 - (2) 景観資源の保全と活用について
 - (3) 景観整備機構について

1. 開 会

○事務局（地域計画課長） 定刻となりました。

本日は、大変お忙しいところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま委員15名中11名の方がお揃いでございます。札幌市景観条例施行規則第25条第3項の規定により審議会成立の定足数を満たしておりますので、ただいまから平成29年度第2回札幌市景観審議会を開催させていただきます。

私は、事務局を担当しております札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課長の二宮でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それではまず、お手元の資料を確認させていただきます。

本日、各委員のお席には配付資料1「会議次第」、配付資料2「座席表」、配付資料3「札幌市景観審議会委員名簿」、説明資料1「景観資源の保全と活用について」、説明資料2「景観整備機構について」、補足資料1「景観プレ・アドバイスの実施について市の助言内容と申出者の意見」、補足資料2「景観整備機構指定状況一覧」、補足資料3「景観法の概要」となっております。

以上でございますが、不足のものなどはございませんか。

次に、連絡事項ですが、斉藤委員、奈良委員、早川委員からは欠席する旨のご連絡が、八木委員からは遅参する旨のご連絡が入っております。

それでは、この後、報告事項に入りますが、その後の場内の写真撮影はご遠慮いただきますようお願いいたします。

これ以降の進行につきましては、西山会長をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

2. 報 告

○西山会長 皆様、おはようございます。

今朝のテレビでは、気温が例年よりも7度ぐらい低いということで、事前にお話を伺っていると、月形から1メートルの雪をかき分けて出てきてくださった委員もいらっしゃるということで、皆さん、本当に足元の悪い中をご参集賜りまして、どうもありがとうございます。

本日は、会場がいつもと違いまして、記録者から頼まれたのですが、マイクがお二方に1本ずつ用意されていますので、記録のため、マイクを必ず使ってご発言をお願いいたします。

また、追加のお断わりとしては、小澤委員が10時半前に退席されるということですので、それまでの時間、よろしくお願ひいたします。

本日は、協議事項はなく、報告事項がメインとなっております。

報告事項に移りまして、まず、報告事項（1）の景観プレ・アドバイスの実施についてです。

事務局からご説明をお願いします。

○事務局（景観係長） 景観係長をしております永井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、1点目の報告事項は、景観プレ・アドバイスの実施についてということで、画面に概要を映し出しながら説明させていただきます。

それでは、第1回の景観プレ・アドバイスの概要ですけれども、平成29年7月25日に景観アドバイス部会を開催いたしました。計画名称としては、北3西3地区建築計画についてということでございました。画面に出ている部会の委員の皆様にご参加いただき、ご審議いただいたところでございます。

計画の場所は、計画名称のとおり北3条西3丁目で、いわゆる札幌大同生命ビルの建て替えということで、現在、現地は解体工事中ですが、その計画となっております。

申出者は、大同生命保険株式会社、設計者は、株式会社日建設計一級建築士事務所ということです。敷地面積約2,000平方メートルの中に、建築面積の約1,700平方メートル、延べ面積で約2万3,800平方メートル、高さ60メートル、構造は、鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造となっております。

用途としましては、事務所がメインになりまして、1・2階の低層部で店舗を行うという内容でございました。

計画地は赤く示していますが、計画地の左側の南北に走っているところが札幌駅前通、南側の東西に走っているところが北3条通で、その交差する角地部分でございまして、左手の西側には北3条広場、北海道庁という特徴のある空間であります。

計画地としましては、札幌駅前通側にピロティ状の空気を設けながら、配置計画としましては、北のちょっと飛び出た部分に立体駐車場を配置するという計画となっております。

パースをご覧になっていただくとわかりますけれども、南西のちょうど角地部分に、旧建物でも2階部分の植栽が特徴の建物ですが、その建物の特徴を継承する形で、角地を特徴づけるということで、空中庭園を設けている建物でございました。

外観といたしましては、タイル仕上げとともに、ガラス面で構成される事務所のビルというところです。

景観プレ・アドバイスの内容としましては、今お配りさせていただいている補足資料1で、景観プレ・アドバイスの実施についての内容を紙1枚にまとめさせていただいておりますので、こちらをご覧になっていただきたいと思います。

部会当日のご意見をもとに、8月9日付で、資料の左側の市の助言を書面にて事業者へ送付し、回答を求めました。それに対し、資料の右側になりますが、9月13日付で、申出者の意見が書面にて回答されている状態でございます。

回答の内容につきましては、回答結果をさらに委員の皆様方にお示しして意見をいただいた中で、さらに事業者へ再度ヒアリングをしながら確認させていただいて、今後、景観

法に基づく届出がありますけれども、その前の事前協議として、意見を踏まえた内容をこちらで協議させていただきました。そして、10月26日付では、一旦、協議の終了ということで、通知書を相手方にお渡ししているところです。

また、それと同時に、札幌市のホームページ上に、今回の計画の場所、概要、資料にあります助言の内容を含めて掲載し、当日の議事録も公開情報として全て載せております。

ここでは一つ一つの内容を読み上げることはしませんが、申出者からの意見の中で、検討しなすという事柄が羅列されている部分もありますので、そこについては、今後の景観法に基づく届出の中で、部会からいただいた意見を踏まえて、引き続き、我々として協議を行ってまいります。

また、協議していった結果の内容につきましては、時期を捉えまして、部会の皆様方に報告できる形を考えていきたいと思っております。

簡単ではございますが、以上で、第1回目の景観アドバイス部会の報告を終わらせていただきます。

これについて、小澤部会長から補足等がございましたら、よろしくお願いたします。○小澤委員 景観アドバイス部会の部会長をさせていただいております小澤でございます。

部会長の立場から、若干補足をさせていただきます。

今、事務局からご説明いただきましたように、これは初めての試みですので、事務局も十分に準備をされて臨まれたと理解していますが、この景観アドバイス部会の後に委員の間でも意見交換をする時間を設けまして、さまざまな意見が出ました。そのときに若干気になる点が数点ございまして、まず、時間が90分ということだったのですが、ここは北3条広場に面した非常に大事な場所ですので、話し合うべきポイントがたくさんあるということで、時間が少し短かったのではないかとという点が一つです。

それから、出てこられる説明者の方も緊張されておまして、我々の質問に対して設計者が答えるということがございました。景観ですので、必ずしも設計者だけではなく、ビルのオーナーや、将来にわたった使い方が非常に大事ですけれども、例えば、緑が2階のテラスにある写真がありますが、あれがどのように運用されているのか、適切な木は何なのか、それをどういうふうに運用すればいいのかということになりますと、必ずしも設計者だけの問題ではないですが、主に設計者が答えるという構図がございました。それは、いろいろな許認可、設計、施工と持っていく中で、今の段階で設計者が割と大事な役割を担っていますので、どうしても設計者が守りに入るような説明にならざるを得ないというのは私も理解したのですが、このあたりは、今後、何らかの改善の余地があるのではないかと考えております。

これは、あくまでも試行で、第1回目ですので、これから少しずつ改善をしていながら、市民の理解を得て定着していくものと思っておりますけれども、できることから少しずつ改善していくべきだと考えております。

今、私がいろいろと申しましたけれども、事務局で修正案のようなものがございましたら、教えていただけますでしょうか。

○事務局（景観係長） 今、部会長のお話がありましたけれども、一つには、90分という時間では足りなかったというのは率直に感じるところです。単純なところでいけば、時間配分を改善していきたいと考えております。

また、さまざまありましたが、事前の資料提出のタイミングを少しでも早めるようなことを考えさせていただいて、各委員への事前の資料提供とそこからのご意見を早目に整理して、事業者が的確に答えられるような準備をする必要があると考えております。その辺を少し改善していきたいと思っております。

○小澤委員 もう一点は、第1回の部会でどういったことが話し合われ、どういったアドバイスが出たかということを広く公表していただいて、次回以降、こういった場に臨まれる方の参考にしていただきたいと思っております。その点についても、ぜひお願いできたらと思っております。

○事務局（景観係長） 今の時点では、部会の後の意見も反映した形で、当日の議事録を公表してございます。それを全体に見ていただくとともに、今後の相談者に対しても注意点として目に見える形で考えてくださいということを広く周知していければと思っております。

○小澤委員 わかりました。

私からは以上です。

○西山会長 廣川委員、どうぞ。

○廣川委員 この事業について新聞報道を見たら、詳しくはわからないのですが、これは再開発になっているのですか。地権者がもう一つあるという報道がちらっと出ていたのですが、大同生命だけではないという意味ですか。

○事務局（景観係長） ここは優良再開発でやっていると聞いております。隣のビルも一体で開発するというところで、そちらも、今、既存のビルの取り壊しが始まると聞いております。

○廣川委員 そうすると、あくまでも単体なのですね。

○事務局（景観係長） そういうことです。

○廣川委員 わかりました。

それから、私も同じテーブルにいましたので、小澤委員に対して一々言う立場ではないのですが、発注者の思いは設計者に十分伝わっているはずですが、それには今言った意見があるけれども、実際に発注者が1時間以上もテーブルに着いて、専門家の意見について一々話すというのは、ある面では専門外の立場ですから、非常に個人差はあります。言っている意味はわかりますが、設計者以外の人と一緒に出てくださいますかという意味で理解していいのです。

○小澤委員 そういうことです。

○西山会長 私も一緒に参加させていただきましたので、今の点に関して少し意見を申し上げます。

今回、この政令都市の中で、まちの景観に影響を与える重要な建物を建てるということです。ただ、一方では、札幌に限らず、地方都市では、非常にワンパターンなタワーマンションや、ある意味、特別なことは考えないままに、容積をいっぱい使って建てていくような建物もどんどんできていっています。その中で、こういう大事な場所に建つ、しかも施主の立場からしてもシンボル、ランドマークになるような建物がどれだけ丁寧に建てられるかというのは、都市の将来の品格にもつながっていくと思いますので、ものすごく大事なことなのです。

そういう中で、このプレ・アドバイスをやるということは、施主や設計士の方の役割分担はいろいろあっていいと思うのですが、逆の言い方をすると、アピールできるチャンスでもあるのです。施主や設計士は設計にいろいろな思いを込めていても、それを言葉で説明したり具体的にアピールするチャンスがなかなかない中で、まずは専門家に対して、しかも、単なる建築の専門だけではなくて、造園系の専門とか、広告に関する専門の方がいろいろおられる中で、自分たちがこのまちにどう貢献したいかということを説明しようとして、そこで意見交換が行われて、我々も、「そういう思いでこれをつくっているのか」、「このデザインにはこういう意味があったのか」ということをしっかり理解することが大事です。一方的につくるのではなく、まちとの対話の中で、そこに景観として自分たちの建物が一つ受け入れられていくというプロセスは非常に重要だと思うのです。そういうことをすごく感じました。

ですから、アドバイザーがやってきて、けしからんだの何だのと一方的に因縁をつけられるという話ではなくて、施主側が外に対して改めてそういう説明をしてみたときに、自分たちが建てようとしているプロジェクトがどういう社会的意味を持つのかということを考えるすごく良い機会になると思うのです。一方で、我々も、この敷地の意味とか、周辺の環境とか景観について、そのときに改めて濃密に考えさせられますので、時間や手間もかかると思いますし、委員の皆さんに集まってもらうのも大変で、いろいろな意味で汗を流さなければいけないのですけれども、汗を流す価値があるのか、ないのかということは、そのときも議論をされております。

これは岡本委員にもぜひ感想をいただきたいところですが、私はそう理解しています。

ただ、今回は第1回目ですから、相手方も要領を得ないで、場合によっては、ほかの都市でやられているのは単なる手続的に、免罪符的にやっているところもあるかもしれない中で、今回、比較的良いと思ったのは、大同生命ビルというのは、創業当時からあるコンセプトで自社ビルを建ててきており、東京でどういうものを建て、大阪でどういうものを建て、札幌においては、この前のビルは黒川紀章さんのものだったと思いますけれども、何かにこだわって、一貫したコンセプトでデザインされているというような資料を事前に

丁寧に織り込んで説明してくれたのです。当日の説明はそうでもなかったのですが、資料そのものはその辺が非常に明快でした。ですから、私も、なぜこういうデザインになっているかという取っかかりを見つけることができました。逆に言うと、一貫性のなさを指摘できる部分もあったり、いろいろなやりとりがあったりということで、今後、そういうことが噂になっていけば、札幌で何かをやろうとしたときに、景観プレ・アドバイスというのは、きちんと丁寧に対応してくれて、そこできちんとした説明をしたら、それがあ意味では広報につながっていくというポジティブな意味のチェック機関というより、対話の場のように育っていくと良いと感じました。

ほかに、ご質問等があればお出しください。

○梅木委員 このプレ・アドバイス制度というのは、この後のキャッチボールはあるのですね。例えば、ここには検討します、検討しますといっぱいあるのですけれども、この植栽を見ていて、冬場は常緑で雪にも強い樹種と書いてあったときにぱっと頭に浮かんだものは、針葉樹を入れると大きくなり過ぎるな、どんなものを入れるのかなというところに一瞬のうちに目が行ったのですけれども、その後はどういうふうになるのですか。

○西山会長 事務局からお願いします。

○事務局（景観係長） 基本的に、この後の協議というのは、いただいた意見を踏まえて、我々事務局側の景観係の職員が協議を続けて達成していくことになっていきます。そうは言っても、部会の皆様にその後の情報が行かないということがあってはならないと思いますので、その辺は、随時、報告できるような形を考えていきたいと思っております。

○西山会長 必ずしも1回きりではないということですね。

○事務局（景観係長） プラスアルファ、その中身に依じて、これは本当にもう一回開かなければだめだということになっていけば、その段階で設計者、事業者に改めて申し入れる可能性はございます。

○西山会長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

○廣川委員 結論から言うと、拘束力とか、誰が権限を持っているのですか。

○西山会長 これについても、事務局からお願いします。

○事務局（景観係長） これは、景観法による届出制度で運用しておりますので、景観プレ・アドバイス制度というのは、これまでは行政と事業者だけでやりとりをしていたものに、事前に専門家のアドバイスをいただいて、より良い方向性を見出していきたいと思います。ですから、それを完全にやらなければだめだとか、こうしないとだめだということにはいかないと思います。ただ、専門家のアドバイスを入れながら協議をして、より良いものをつくり上げていきたいと思います。最終的には届出制度の中で運用されるものとなります。

○廣川委員 であれば、拘束力はないのでしょうか。意見を聞いてやりましょうということですね。

○西山会長 私も、いろいろな地域の景観法の運用で頭を抱えたりしていますが、基本的には許認可制か届出制かということで、これは届出制なのです。すなわち、届け出るとは義務だけれども、届け出た後の指導、助言、勧告等という行政からのアドバイスに関しては、絶対的な履行義務はないです。届け出ることが義務であって、それらに従うことは最終的には義務ではない、要するに違反にはならないということになっています。

ただ、全国的に、特にこういう大きな都市に限らず、景観法に基づく指導、勧告に逆らって建てるということは、企業イメージ等からしてもかなりのマイナスになります。それ以前の良心的なものでも、そういうものに対しては、無理な指導などをして無理ですけども、その辺に関しては比較的紳士的に運用されているのが日本の景観法の運用の現状です。しかし、本当に許認可にしたければ、景観法に基づく景観地区設定をすることもできますが、札幌市の場合はそれをやっておられませんので、お答えからすれば、これは届出制であって、指導、助言、勧告等には限界があるということです。

○廣川委員 わかりました。

○事務局（景観係長） ちなみに、机上に配らせていただいている補足資料3の景観法の概要というパンフレットの裏面に、法律上の規定として、こういうことができますという整理付けがされています。上段と下段と2種類に分かれていて、今、西山会長がおっしゃったとおり、我々が現在やっているのは、上の景観計画区域における手続きということで、条例上は最大限でも勧告という形です。

また、強制力を持って地域を特定してやろうと思えば、制度としては、下にありますような景観地区という地区指定をかけてやることで、具体的に是正命令や使用制限というところまで行きつく制度もございます。

ご参考にしていただければと思います。

○西山会長 ほかにいかがでしょうか。

○田中委員 これを一般に公開するということはどうなのでしょう。こういうプレ・アドバイスのやりとりをしているというのを市民が傍聴できるような性質のものでしょうか。

○事務局（景観係長） 事務局からお答えさせていただきます。

景観プレ・アドバイス制度は、いわゆる構想段階のプレ・アドバイスと設計段階のプレ・アドバイスという2パターンを設けております。今回の第1回目は、設計段階のプレ・アドバイスだったのですけれども、部会自体は公開になっておりますので、参加することは可能となっております。逆に言うと、構想段階のプレ・アドバイスは、本当に構想段階ですから、そこは公開していません。

○西山会長 ほかにいかがでしょうか。

○沼田委員 田中委員は市民にどのようにアピールしていくかということをおっしゃっていたと思いますが、施主等と是非ご相談していただきたいのは、建築物が周辺のランドデザインにどのようにとけこんでいくかということです。我々は、今、都市景観のことで

いろいろと議論をしていますけれども、今回の建築によってどのようにまちづくりがなされていくのか、その中の景観がどういうふうに変化していくのかというイメージが市民にはあまり伝わってこないのです。対象地域では、特定のパースを描いていますけれども、周辺地域がどんなイメージになっていくのか、市民が集う場所がどのように形成されていくのかという流動のデザインも含め公開して戴きたいと思います。

○西山会長 ありがとうございます。おっしゃることは、非常に重要だと思います。

一方で、縦割りで景観の分野でできることは、都市計画でも道路と建築では違いますし、今おっしゃったことを本当に実現していこうと思えば、二、三回前の景観審議会だったでしょうか、立地適正化計画というコンパクトシティ化を目指すための部署が来て議論をしたことがありましたけれども、あの部署が非常に重要であるにも拘わらず、あそこも道路と建築が分かれていて、道路部分は道路のほうの仕事になりますから、私には関係ありませんという話になってしまいます。ましてや、そういうものをトータルに見るのが景観のはずで、都市計画の建築基準法などで扱うような容積や高さを直接コントロールできる立場なのだけでも、個々自由な民間の活動を一定程度コントロールしていくとか、ある枠の中に入れていくことしかできないのです。ですから、ドイツの地区計画では、前もって、ここにはこういう建物を建てなさいということを計画してやっていますけれども、日本のような社会の中でそういうことをやるのは難しいのです。

ですから、思い切りやろうと思えば、先ほどの景観地区のようなものをかけて、ビジョンを明快に描いて、場合によっては、マスターアーキテクト方式のような、全体をデザインコントロールするようなものを当てはめていくこともできるのですが、その極端にデザインしていくものと野放図にやるものとの間で、どこにそのビジョンを設定するのかということに対するご指摘であったと思います。

これは、本当に大きな課題だと思いますが、今の段階で事務局からもしお答えいただけることがあればお願いいたします。

○事務局（景観係長） 正直に言って、本当に難しい問題かと思っておりますが、行政の中でも連携していかなければいけない部分が本当に多く存在していると思います。景観法のさまざまなツールの中では、やり方をいろいろと組み合わせれば実現可能なこともあると思いますので、そこは我々としても引き続き研究をしていきたいと思っております。

○西山会長 よろしいでしょうかと聞いて、はいと言えないところもあると思いますけれども、そういうことでお願いします。

○八木委員 八木です。遅参して申し訳ございませんでした。

途中からだだったので、理解できていない部分があるかもしれませんが、今の委員の方々の質問を凝縮したような意見になるのですけれども、札幌大同生命ビルが新しくなるにあたって初めて景観プレ・アドバイス制度を実施したのですから、これは公表する良い機会ではないかと思っております。それ以前に、梅木委員からもありましたが、この景観プレ・アドバイス制度がどうフィードバックされているのかというのは、それに対して意見を言う、

言わないではなく、可視化すべきだと思うのです。札幌大同生命ビルの隣の s i t a t t e s a p p o r o や、その向かいの赤れんがテラスがオープンしたときもそうですが、報道各局が必ず来ます。そのときに、こういうビルができましたとか、こういうお店が中に入っていると報道されるので、そのビルについて、札幌市が景観プレ・アドバイス制度を初めて実施したケースだということをお知らせとして入れてもらうことです。

それは、札幌市の指導で何かをやったという意味ではなく、報道資料の中に「札幌は2035年までに美しいまちづくりを考えていて、この目抜き通りの新しいビルのデザインにアドバイスするというのは非常に重要なことなのだ」という、もっと大きな意味を市民にわかっていただく良い機会だからです。このことは広報の部門と連携してPRしていただきたいと思います。

これまで都市景観についてはチ・カ・ホでいろいろな啓発イベントが組み立てられてきましたが、実際にこういうビルができるのか、まちの見た目が変わるということをPRする方が、広く市民にアピールしやすいのでしょうか。

また、1点質問がありますが、一般的に素人でもわかりやすいのは、ビルの外観の全体的なデザインと色だと思うのです。補足資料1の申出者の意見にベージュ系、テラコッタ調タイルと書いてあるのですが、「札幌の景観色」についての記載が助言に対しても意見に対しても全然出ていません。そもそも景観色は、皆さんが目を通して当たり前というものなのか、それとも、このやりとりの中では一切考えられていなかったのか、どちらなのでしょう。

○事務局（景観係長） 事務局からお答えいたしますけれども、一応、70色で協議をしていることが前提となっております。この資料の中に何色でという表現はあえてしていませんが、図面等にも70色の近似色というところで協議を行っていることが前提となっております。

○八木委員 そうであれば、今後、議事録が公表されたり報道されたりするのであれば、私は「札幌の景観色」というのが非常に良い取組だと思っておりますが、市民の方々にはまだまだ知られていないので、これが全部のまち並みに活かされて、これからまちづくりをしていくということが市民にイメージしやすく、良いイメージも持たれますので、こういう取り込みは、あわせて報道機関などに発表していただけたらと思います。

○西山会長 今のご発言は、別の見方からすると、どんな議論があったかということをしていただきたいたいということです。私の思惑としては、例えば、今回、相手方の当初の説明には、植栽の樹種に関する内容が非常におざなりで、ほとんどわかっていないような話しかなかった。これに対して、部会の斉藤委員等からの非常に厳しい突っ込みがあって、たじたじの部分もあったとは思いますが、札幌では、そういうことに対してきちんとした配慮をしないと相手にしてもらえなくて、恥ずかしい思いをしなければいけないのだというところがびしっときたと思うのです。

それから、別の委員から出た話は、北3条通とか札幌駅前通という景観をどんなふう

読んでこの建物のデザインに生かしたのか、どう配慮したのか、要するに、あなたは周辺の景観をどう理解しているのかという質問に対して説明がないというご指摘もありました。それがこういう質疑の中にきちんと入っていれば、当然、次に似たような環境で設計する人に対しての抑止力と言うとおかしいですけども、明らかに札幌の大事な場所ではいい加減なことはできないということになって、建てる側の意識が非常に変わるし、質が高まっていくことに大いにつながるとは思います。この議論が表に出なければ、また一から同じことを毎回繰り返すことになってしまいます。

そういう意味においても、これをきちんと報道していただくことはとても大事だと思います。当然、内々では広まっていくことではあるでしょうけれども、そんなことも感じましたし、そういう市民目線が結果として景観を育てることにもつながるのだろうと思ってご意見を伺いました。

○沼田委員 札幌市として公開されている部分はどのようになっているのかが不明瞭です。少なくとも、この補足資料を見ると、市の助言という形で「何々をすること」、「検討すること」という文言が多いですね。むしろ、これについて施主がどのような考えやコンセプトを持っているかということを知ることが必要ではないかと思うのです。

今の行政の立場では、どうしても助言という形でしか関わっていないように伝わります。市民が知りたいのは、どのようなイメージになるのか、どのように都市が形成されていくのか、そして、市民がどのように関わっていくのかということが最も知りたいことなのです。したがって、それぞれの項目について、施主がどのようにお考えになっているのかが重要となります。そういうキャッチボールができるようなものが市民に見えてくれば、現在の赤レンガ広場への動線との連携が見えてきます。そして、札幌の美しいまち並みを我々はどうやってつくっていけば良いのかなど、次の世代にもそういった考え方を継承できるのではないかと思うのです。

通常、プレゼンテーションでは相手側からの考え方を引き出す方法を第一義とします。少しそういった工夫をされては如何かと思います。

○事務局（景観係長） ご意見をありがとうございます。

今お出ししている資料の中で、全てを表現し切れていないというところは申しわけないのですが、景観プレ・アドバイス部会の当日は、そういうコンセプトを含めて、事業者、設計者、それから、アドバイスをいただいた各委員がディスカッションをした中で、結果として、ここを確認したい、ここをもっとこうしたいというところを抽出して書き出しているのが今の資料でございます。その結果として、気になるところが見えてこないところもあるかと思いますが、一応、今、札幌市で公表しているホームページには、当日の議事録を含めて公表させていただいておりますので、沼田委員の言っているところが全て対応できているかということにはわかりませんが、その場のやりとりもある程度はそこで見ていただけるのではないかと考えています。

また、今後、資料の出し方なども考えていきたいと思っています。

○石塚委員 沼田委員がおっしゃられたことに関連して、今回のプレ・アドバイスのキャッチボールの状況を公開するのも大切だと思うのですが、180日前でしたか、そういう時点でのキャッチボールを公開されると、事業主も困る部分があるのではないかと思うのです。

沼田委員がおっしゃられた趣旨としては、市民の皆さんにまち中の景観についてもっと関心を持っていただく、そして、どういうまちになっていくのかということに注目していただくという効果が大きいと思うのです。

そこで提案ですけれども、工事中の仮囲いに、建物の完成予想図はよく描くのですけれども、この建物をつくる方からのメッセージとして、どういう考え方で1階部分をつくりましたとか、このまちのことを考えて、札幌の景観色の中からこの色を選びましたとか、どういう考え方でこの建物を建てたのかということをお知らせいただくということです。そうすると、道を歩く人も、この建物の2階に空中庭園ができるのかとか、いろいろと検討されて北海道らしい緑が生まれてくるのかとか、そういうことを期待しながら完成を待つという動きになって、良いのではないかなという気がしました。

○西山会長 仮囲いを上手に使った例というのは前回か前々回の審議会でも話題に上がっていましたが、それは大いにできることではないでしょうか。

ですから、今日一貫して出ている話として、とにかく市民の方に、新しく建つ建物、すなわち新しくつくられていく景観にもっとしっかり興味を持っていただくということが底流をなしていると思います。もう一つは、次に設計する人に対するメッセージです。この2点が皆さんの意見の底流にあると感じました。

また、例えば、今回の補足資料1の1枚物は、この建物に関する事として書かれていますが、別の見方をすると、一般的なひな形にもなっていますね。まち並みへの配慮とか、景観への配慮とか、デザインのコンセプトとか、空中庭園は物によってはあるなしがありますけれども、そういうサイン計画、立体駐車場などですね。

ですから、札幌での建設でプレ・アドバイスを受けるときには、こういうことは必ず説明資料に入れてくださいと。例えば、私が先ほど言いましたけれども、今回は、大同生命という会社がこれまでどういうコンセプトで日本のいろいろな都市に建物を建ててきたかということ、彼らは資料の中ではしっかり説明していました。そういうことが大事だと思うのです。一方で会社としてのアイデンティティーとかアピールがあり、もう一方で札幌の公の景観の中で自分たちがいかに受け入れられるかという二つのことをしっかりと説明させるためのものが何かあって、それが看板に書く内容にもつながってくるのではないかと思います。

私はその辺をうまくまとめられるわけではありませんけれども、そういう形で進められたら良いと思います。

○小澤委員 今、お話をお伺いして、最後の議論が非常に大事だと思ったのですが、一番大事なものは、皆さんがそれぞれご自分で考えていただくことです。黙って

いても市からこうしろという指示が来るわけではなくて、一人一人が景観について考えて、アイデアを出して、それを協議してということが非常に大事です。おっしゃるように、この意見だけをぱっと見ますと、何々をする、何々を検討しますというふうに、上下関係の形式的なものに見えますので、例えば、前文に短い文章を書いて、一人一人の事業者が市民と一緒に考えて考えることが大事なので、施主としての個人のアイデアをどんどん出してほしい、そういう期待のもとにこのプレ・アドバイスが行われているというわかりやすい文章を公開するときに使えば良いのではないかと思います。一番大事な前提のところを誤解されないようにしたいと思っています。

○西山会長 非常に重要な話題ですので、ご意見が尽きないところもあると思いますが、直近の話としては、今後の報道のあり方についてのご意見もありました。それから、仮囲いの話、それから、次のアドバイスをするときに向けての公表のあり方、それから、そもそも設計主に対する説明内容の要求の問題というような実現可能なアイデアを幾つかいただきましたので、この幾つかの点につきましては、ぜひ審議会として事務局に検討を依頼したいと思っています。

○岡本委員 すごくいろいろな意見が聞けて参考になりました。

プレ・アドバイスを重ねていくことで、地域のことに愛情を持って、こんな景観になったら良いという意識で関わってくださる事業者の皆さんが育つ環境をつくりつつ、札幌市としてもそれを応援する形でプレ・アドバイスを使いながら、市民の皆さんの意識も高めつつ進んでいくというイメージがすごくよくわかったので、この形でいけば良いと思います。ただ、それを何度も続けていくと、きっと幅はあるけれども、札幌の駅前通であれば、この範囲ではないかというところがあって、ある程度の幅を持ちながら様子が見えてくると思うのです。それは、きっと補助的設計条件みたいな位置づけになるとは思いますが、建物を建てる施主が法律に基づいてその敷地に何ができるかという設計条件ではなくて、札幌市で景観を意識して設計する場合には、プラスアルファで補助的設計条件の幅が出て、それを意識して自分たちの色も出してもらおうというところにつながっていくような気がするのです。ですから、長期的な話になってしまいますが、プレ・アドバイスの仕組み自体も、プレ・アドバイスでずっとやっていきますという話ではないと思うので、どういうまち並み、景観にしたいかというところを皆さんの知恵を含めて見定めていくためのステップであるという位置づけでプレ・アドバイスの役割を考えていくほうが良いと思って聞いていました。

○西山会長 ありがとうございます。

始まったばかりではありますけれども、発散している現状と、将来ある範囲で収束していくかもしれない状況を今の時点からきちんと想定した上で、一つ一つのプレ・アドバイスの積み重ねの意味を考えていくということだと思います。

それでは、この話題に関しまして、ほかにございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○西山会長 それでは、続きまして、報告事項（２）の景観資源の保全と活用についてです。これは、報告事項（３）の景観整備機構についてという話題と関連する内容を含みますので、あわせてご報告をいただきたいと思えます。

事務局からお願いします。

○事務局（景観まちづくり担当係長） それでは、報告事項（２）の景観資源の保全と活用につきまして、景観まちづくり担当係長の相澤からご説明させていただきます。

景観資源の保全と活用につきましては、昨年度に策定しました新たな制度であります活用促進景観資源に関しまして、その運用方針の方向性と周知に係る取組の方向性について、来年度からの運用に向けた中間報告という形で行わせていただきます。

景観計画の本書の４８ページからこの旨の記載がございます。

まず、本市における景観資源に関する制度について簡単にご説明しますと、景観法に基づく景観重要建造物と景観重要樹木がございます。次に、条例に基づく札幌景観資産がございます。これらの外観に係る部分の改修などを行う場合には、あらかじめ市に許可や届出を行う必要があります。

一番下の記載は、今回、新たに景観計画に位置づけました一定の制限を受ける既往の指定制度ではなくて、今後の良好な景観の形成に生かすため、広く周知していくことに主眼を置いて、緩やかに位置づける登録制度の活用促進景観資源となります。

次に、景観計画や条例などで位置づけております本市の景観資産の指定登録に係る手続についてでございます。

景観重要建造物や札幌景観資産は法や条例に基づき指定するものでして、その指定にあたっては、景観審議会の意見聴取を条例で義務づけております。

活用促進景観資源におきましては、緩やかに位置付けていく制度ということもありますし、申請から登録に係る一連の流れの中でスピード感を持たせたいということもありますので、条例上は、登録しようとするときには、景観審議会の意見を聴くことができるという規定にしており、基本的には、運用方針を定め、それをもとに登録手続を進めていくものと考えております。そのため、活用促進景観資源の登録に係る運用方針の方向性につきましては、中間報告という形をとらせていただいておりますけれども、本日、さまざまな意見をいただきまして、それらを踏まえて、運用方針の策定につなげていきたいと考えております。

こちらは、景観計画における活用促進景観資源の位置付けを簡単に表したものでございます。

まずは、景観資源における価値の捉え方の拡大として、歴史的価値に限らず、多くの市民が景観上優れているものと感じるものやシンボル性が高いものといった観点の取組と、新たな登録制度の運用として、現行の指定制度よりも緩やかに景観資源を位置付け、良好な景観の形成につなげる可能性を広げていくものを位置付けております。

活用促進景観資源は、景観資源の裾野を広げるものとして、既往の指定制度とは異なり、

景観への普及啓発を主目的にした制度でありますので、今年度は、この景観計画に示したことにつきまして、来年度からの具体的な運用や周知についての検討を行っているところです。

活用促進景観資源の運用に係る今後のスケジュールについてですが、今回の審議会において、運用や周知の取組に関しての方向性について、皆様からのご意見を踏まえまして、第3回の審議会において運用や周知に係る方針や方策案を提示させていただきまして、来年度からそれらを進めていきたいと考えております。

それでは、活用促進景観資源の登録に係る運用方針の方向性について、既往の指定制度とあわせてご説明いたします。

まず、景観法に基づき指定する景観重要建造物の指定基準についてでございます。

指定に当たっては、景観法施行令第6条の規定に基づいた基準での指定となっております。この指定にあたりましては、あらかじめ景観審議会の意見を聴くことと条例に規定しております。

次に、札幌景観資産についてでございます。

こちらは、景観条例第36条に規定する基準に基づき、指定を行っております。第1号から第5号の基準に該当するものが指定の対象となっております。こちらにも、景観重要建造物と同様に、指定にあたっては、あらかじめ景観審議会の意見を聴くこととしております。

次に、新たな登録制度である活用促進景観資源の登録についてでございますけれども、景観条例第41条の2の規定に基づき、良好な景観の形成上、価値があると認めるものうち、建築物や工作物、樹木、それらが一体をなしている区域、例えば風景などがこれに当たってきますけれども、その他事項としまして、例えば地域の活動やお祭りなども登録できるように、その他、市長が必要と認めるものという基準を設けております。

制度の趣旨としまして、景観資源を緩やかに位置付けていくものではございますが、登録という一定の手順を踏まえるにあたりまして、良好な景観の形成上、価値があると認めるものという部分につきましては、登録に係る運用方針を定めていく必要があります。

次のページですが、運用方針の策定に当たりまして、まず、景観計画の理念や目標、活用促進景観資源の趣旨などから基本的視点を整理しますと、象徴的であること、歴史性が感じられること、活用・活動への発展性があること、市民等の関心を喚起することといった視点がまず運用方針の中で踏まえていく視点と考えておりますけれども、この市民等の関心を喚起することという視点につきましては、やや抽象的な表現になりますので、もう少し具体的な文言での整理を行いました。整理を行うにあたりまして、景観資源の保全や活用についての取組を行っております市町村に対してアンケート調査を行っておりまして、その中で、特に運用が上手くいっている自治体において、市民等の関心を喚起するための視点として共通するものがありましたので、事例を交えながら、本市の踏まえるべき視点についてご説明いたします。

まず一つ目として、「誰でも見ることができる」という視点を取り上げさせていただきました。

参考事例として、練馬区の地域景観資源登録制度という事例をご紹介しますと、地域景観資源という制度は、まちの中で地域の人々に親しまれ、今後も大切にしていきたい身近な資源を「とっておきの風景」という名称で登録しております。今回、調査をした中では、登録件数が最も多いものになっておりまして、公共の場から見ることができるものという要件がその後の広い周知につながっていたり、さらに、それが次の登録につながっていく要因になっているとのことです。活用促進景観資源の制度の趣旨としましても、この視点は基本的なことですけれども、踏まえるべき視点として取り入れたいと考えております。

次に、市民等の関心を喚起する視点の二つ目として、「共感できる」というものを取り上げました。

参考事例としまして、北上市のきたかみ景観資産を挙げておりますけれども、きたかみ景観資産は、地域住民や事業者が主体となって取り組む活動と、景観資源を認定し、自主的な活動やルールづくりを支援する制度でございます。きたかみ景観資産の認定要件としまして、誰もが心地よいと思う景観といった項目や地域住民の共感が得られるといった項目を重視していくことで、市民からの認定申請につながったり、活動の創出や次世代へ残していくことにつながっている事例となっております。活用促進景観資源は、例えば、地域に親しまれているお祭りや活動なども登録できる制度ですので、実際に活動されている方や地域にお住まいの方の共感を得られているものは今後の活動の継続にもつながっていきますし、登録したものの周知においても、今までの行政発信だけでは限界がありますので、例えばSNSではないですが、多くの市民から共感が得られるものは市民相互の情報発信にもつながっていく上で重要な視点であると考えております。

次に、三つ目の視点として、「コミュニティとの結びつきがある」ということを取り上げております。

参考事例として、世田谷区の地域風景資産をご紹介しますと、地域風景資産は、財政支援による厳選された資源の保全のみが目的ではなくて、その選定プロセスに重きを置く制度となっております。区民等の参加を呼びかけたりしております。地域風景資産の選定要件の一つとしまして、コミュニティづくりにつながる可能性があることを挙げておりまして、それは、地域風景資産の選定をきっかけとした区民主体の風景づくり活動にもつながっております。世田谷区の事例のように、選定や登録までのプロセスの全てを市民参加にするというのは本市の現行の制度ではちょっと難しいのですけれども、少しずつでも市民の方が制度の中に入ってもらえるように、まずは踏まえるべき視点として取り入れ、周知方策にも関わってくるのですが、景観への意識の醸成や仕組みづくりを広げていく視点は重要と考えております。

今まで挙げさせていただきました三つの視点を合わせまして、本市の基本的視点につい

ては、象徴的であること、歴史性が感じられること、活用・活動への発展性があること、誰でも見ることができること、共感できること、コミュニティとの結びつきがあることといったことの札幌らしい特徴を視点として季節や気候といったキーワードを挙げておりますけれども、そういった札幌の特色を景観資源に持たせて運用方針を策定していきたいと考えております。

次に、周知に係る取組の方向性についてでございます。

活用促進景観資源は、市民等に広く周知することに主眼を置いた制度ですので、次年度からの運用にあたっては、周知についてもいろいろと検討する必要があると考えておりますので、現在検討しております周知の方向性について、中間報告という形ですけれども、ご報告させていただきます。

まず、既に本市で行っております景観資源の周知についてですけれども、札幌市役所のホームページ上で景観重要建造物と札幌景観資産についてご紹介しております。

また、都市計画情報提供サービスという用途地域や地区計画などを検索できるシステムを札幌市のホームページで検索できるようになっているのですが、そちらでも景観重要建造物と札幌景観資産を載せております。

次に、刊行物としましては、「れきけん×ぼろたび」という冊子を2011年に発行しております。こちらは、景観資源だけではなく、札幌市内の重要文化財やまち歩きコースなども掲載し、札幌市のシティプロモートの側面を持たせた冊子として発行し、配布しております。

活用促進景観資源は広く周知することに主眼を置いた制度ですが、現行の周知のシステムで対応できることとしましては、まず、ホームページ上での紹介となっております、今までのアプローチとは異なった周知方策を検討する必要があると考えております。先ほど申し上げました景観資源のアンケートの中で、周知についても各都市にいろいろと質問をしておりまして、その中で、景観資源の情報発信とかその後の活用などがうまくいっている事例には共通点がございまして、新しい周知に係る取組の方向性について、事例を交えながらご説明いたします。

まず一つ目としては、民間団体と連携した周知活動の実施についてですけれども、事例は、先ほども挙げました北上市のきたかみ景観資産の取組です。北上市は、景観整備機構であるNPO法人いわてNPO-NEETサポートと連携して、きたかみ景観資産の周知や景観をきっかけとした地域住民・事業者が主体となって取り組む景観形成活動の支援を行っております。まちなかをウォーキングしながら、景観賞を受賞した建築物とか、きたかみ景観資産などの北上らしい景観を楽しむ景観さんぽという企画などを行い、市民への情報発信や啓発を行っております。

二つ目としましては、仙台市の事例についてですけれども、先ほどは景観整備機構との連携のお話で、こちらは景観整備機構には指定されていないのですが、NPO法人と仙台市が連携して、景観資源の活用や普及啓発等に取り組む事例でございます。仙台市では、

NPO法人が景観重要建造物を活用したイベントの企画運営や景観に対する知識や関心を深めるまち探索といった活動を行っております。本市の既存の取組が行政主体の情報発信のみで、それだけではどうしても限界がありますので、今後は、民間団体と連携した周知活動について取り組む必要があると考えております。

二つ目の方向性として、市民参加型の景観資源の登録や周知についてです。

事例は、世田谷区の地域風景資産の取組についてですけれども、世田谷区の地域風景資産の登録にあたっては、区民が主体となって推薦から選定までを行っておりますので、選定までの一連のプロセスに住民が関与することで、その後の風景づくり活動などの市民活動にもつながっているとのこと。現在の札幌市の状況では、市民に活用促進景観資源を提案していただくという仕組みになっておりますけれども、今後の運用を進める中で、少しずつでもそういった仕組みを取り込んでいく必要があると考えております。

三つ目の方向性としまして、楽しみながら景観について理解を深めてもらえるような周知についてです。

こちらは北九州市の事例ですけれども、大学と連携して、景観への誇りや愛着をテーマに、北九州の新たな魅力を発見するツアーを実施しております。活用促進景観資源はこれからですけれども、景観重要建造物とか札幌景観資産、また、文化財や、さっぽろ・ふるさと文化百選といった既存のものを活用した市民参加の取組などから、景観や景観資源の啓発を行い、そこから活用促進景観資源の周知や発掘につながるということが考えられます。

新しい視点として挙げました今までの三つのことにつきまして、景観整備機構や民間団体などと連携、登録プロセスにおける市民との連携、そして、景観資源や歴史資産をひもづけて市民が体験できる取組などの構築というのが活用促進景観資源の周知に係る取組の方向性として重要な視点であると考えております。

また、これらの取組が連携していくことで、より効果的な景観資源の保全活用や景観形成につながっていくものと考えられます。

各取組の下に記載しておりますのが今後の周知方策になりますけれども、例えば、登録を行うプロセスに住民が参加してもらえるような仕組みをつくるということにつきましては、登録手続をもう少し簡単なプロセスで行えるようにしまして、今、登録については条例や規則である一定の様式などが定められておりますけれども、そういったところの簡略化が考えられると思っております。

最後に、周知に係る方向性について、現在までの検討事項としてまとめたものになりますが、既往の指定制度である景観重要建造物と札幌景観資産にあわせて緩やかに位置づける登録制度の活用促進景観資源につきましては、周知方策にあわせて、それぞれの性質に応じたバランスのよい取組を行っていきたいと考えております。

以上、景観資源の保全と活用に関して、運用と周知に係る取組の中間報告を終わらせていただきますけれども、この中で民間団体と連携した周知活動の中での事例としてご紹介

させていただいた景観整備機構につきまして、引き続き、現在の状況等を景観係長の永井よりご報告させていただきます。

○事務局（景観係長） 一気に説明して時間がかかってしまいますが、今の周知方法を検討するに当たって、整備機構とは何ぞやというところもあるかと思いますので、札幌市の景観整備機構の指定に向けての今の状況をちょっと説明させていただいて、一括してご意見をいただければなと思います。

報告事項（3）の景観整備機構について説明させていただきます。

今の説明の中にもあったように、一つには、民間団体との連携の周知の一つとして整備機構を使っていきたいというお話もありましたが、今、札幌市の考えている指定意図としては大きく2点ありまして、1点目は、札幌市景観計画の50ページに記載されているところでございますが、まさに今の話にあった多様な主体による景観資源の共有、そして情報発信というところで、景観整備機構を指定することによって活用できるのではないかということです。

2点目は、札幌市景観計画の61ページに出ているところになりますけれども、景観形成に関する普及啓発というところにおきまして、市民・事業者等の自発的な活動を促進する施策の充実の中で、景観整備機構の指定を一つの手法として挙げております。このあたりにつきましては、前回の審議会で沼田委員から工事中の仮囲いでもいい事例があったりするので、そういうものは市民にどんどんPRしていけばいいのではないかということがありました。それを受けて、前回の審議会の中でも普及啓発の事業の中で、景観賞は一つありますけれども、それ以外のそういう手法というのは何らか考えていく必要があるというお話もありましたので、こういうところと連携することによって新たな発信などができるのではないかということです。

4ページ目は、今後のスケジュール感のお話をさせていただきますが、現在のところ、景観整備機構として北海道建築士会から指定申請できないかという意向がございます。札幌市としては、年度内の指定に向けて、引き続き、建築士会とは協議をしながら、かつ、北海道建築士会は、既に北海道景観整備機構に指定されている状況でございますので、北海道とも情報交換をして、動いているところです。指定に向けては、今回の場をかりて情報提供をさせていただきながらやっていければと考えております。

では、景観整備機構とは何ぞやというところですが、景観法の第92条に規定されている制度でございます。ここに書いてありますとおり、民間団体などによる自発的な景観まちづくり活動の一層の推進を図るため、景観の保全・整備について一定の能力を有する一般社団法人、一般財団法人、NPO法人、いわゆる法人格を持っている団体が景観法に基づく指定を受けることによって、景観形成を担う主体として位置付けられるという制度でございます。これによって、市と連携しながら良好な景観形成の推進に取り組むことができるということになってございます。

実際にどのような業務を行っていいのかについても、景観法の第93条に具体的に挙

げております。ここでは、1号から7号に分かれておりますが、1号としましては、良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、事業に関する知識を有する者を派遣できたり、そちらに情報提供ができたり、さまざまな支援を行うことができます。ここで言う景観形成に関する事業を行う者という事業ですが、法では、一般的に市民活動レベルのものを含めて広域での事業を想定しているということです。

2号としましては、管理協定に基づいて、景観重要建造物または景観重要樹木を管理することができるということになっています。

3号としましては、景観重要建造物と一体となって、良好な景観形成をしている広場、その他の公共施設に関する事業、もしくは、景観重要公共施設も制度として法律上の位置づけがあるのですが、そちらに関する事業を行ったり、事業に参加することができるということです。

4号につきましては、3号の事業を行うにあたって、土地を取得できたり、管理、譲渡を行うことができるということが定められております。

5号につきましては、景観農業振興地域整備計画を立てることができるのですが、そちらを区域指定することによって、その区域内において、農作業をしたり、農業の土地を取得したり、管理したりすることができることとなっております。これは、例えば農村風景を大事にしているような都市でいけば、棚田の風景を守りたいということで行くと、農家が自前では農作業ができなくて荒れ果ててしまうようなところをこういう機構がかわりに行い、その景観を守るということが想定されています。

6号としましては、良好な景観の形成に関する調査研究というところで、一般的には古い歴史的な建物などを所有者にかわって調査をしてあげたりということができるとなっております。

7号は、前各号に掲げるもののほか、さまざまな景観に関する普及啓発活動を含めた業務を行うことができることとなっております。

全国的な指定状況を説明させていただきますが、補足資料2として、今、全国の団体名を掲載した資料を別途配らせていただいております。

全国的には、今時点で延べ110法人、19都道府県、55市区町村が指定されている状況です。北海道においては、先ほど紹介しました北海道建築士会が1件指定されています。そのほか、北海道函館市でNPO法人が指定されている状況でございます。

また、赤枠で囲んだところは、後ほど事例として簡単に紹介させていただきます。

9ページ目に行きまして、政令市の指定状況ですが、政令市が20都市ある中で、現在のところ挙げられている5都市について指定されている状況にあります。

補足資料を見ていただくとわかるのですが、全国的に言うと、各都道府県の建築士会が指定されていることが多い状況にありますけれども、それ以外にも指定されている例をここに二つ挙げさせていただいておりますが、「ひと・まち・鎌倉ネットワーク」というところは、もともと一般の任意団体であったものが一般社団法人化され、景観整備機構になり、

下のように景観に対するさまざまな事業活動をやっているという状況もあります。②の「沖縄の風景を愛（かな）さする会」ですが、こちらも任意団体だったものがNPO法人化され、景観整備機構になり、さまざまな取組を行っているということがあります。

11ページ目に行きまして、現在、北海道建築士会から業務として行いたい旨の相談を受けているものとして、先ほど挙げた1号から7号の中で1号、6号、7号が挙げられておりますので、今、北海道建築士会が実際にどのようなことを行っているのかを最後にご紹介しておきます。

1号の項目としまして、景観スペシャリスト養成講座を過去に開催しております。地域の景観を考える機会の提供、実際にまちづくり活動をする際に役立てる人材の育成を行っているということです。

また、6号としましては、歴史的地域資産の調査・保存活用検討を行うということです。北海道にも実際にこういう申請を出して指定されているわけで、団体としては過去にそういう調査事例はあるようですが、現在、北海道の整備機構になってから、そういう調査をやっている実績自体はないと伺っております。

最後に7号ですが、各種イベントということで、景観バスツアーを開催し、一般市民に広く呼びかけて、市内に点在する景観資産や景観賞の受賞作品を見て回るということをやっていて、こういうことも先ほどの景観資源のPRや普及活動の一翼を担えるのではないかと考えられますし、もう一つ、普及啓発活動では子ども向けのイベントなどもやっております。こういう活動実績があることから、札幌市でも指定に向けて検討している中で想定されることとしては、1号としては、専門家を育成している中で、札幌市の景観アドバイザーの担い手としても考えられますし、6号としては、景観資源の周知もやっつけていけるのではないかと、7号としても、普及啓発活動でさまざまな連携を組んで活動ができていくのではないかと、というところで、現在、指定に向けて検討している状況にあります。

以上で説明を一旦終わらせていただきまして、一括でご意見をいただければと思います。
○西山会長 ご説明をありがとうございます。

私は事前に説明を受けたのですがけれども、事務局で独自に全国のいろいろな事例を調べられたということと、もう一つは、札幌市のこれまでの取組の上にさらに追加する施策の内容となりますので、そこの位置付けを詳細に説明いただけたと思います。ただ、情報も多いので、議論の中で少し理解していきたいと思います。

前提としましては、お手元にある札幌市景観計画の中に、既に活用促進景観資源ということが位置付けられておりますので、こういうことをやるか、やらないかという議論は終わっております。それはやるのだけれども、それをどのように、いつから始めるかということについての事務局としての現時点の進捗状況の具体的なご説明があったということだと思います。

また、景観整備機構も同様です。改めて言いますと、活用促進景観資源というのは、札幌市独自の施策です。必ずしも景観法でやることを道具立てられているというものではな

いです。景観重要建造物と景観重要樹木は景観法で位置づけられているもので、景観資源というのも札幌市独自というような法との仕分けがあります。景観整備機構というのは、景観法に位置付けられていて、自治体が指定することのできるものということで、これからの景観形成は必ずしも行政のガイドラインや補助施策だけでやるものではなく、まさに民間とのパートナーシップの中でやっていくということで、そのための組織を指定していくという考え方です。パートナーシップを組むのだから、指定という上から目線な言い方はおかしい気もしなくはないですが、そこのところは法律上の言葉ということでおいておいて、簡単に言うと、そういう景観整備機構というパートナーを得て活用促進景観資源等の裾野の広い、行政だけではとても手が届かない活動を、民間ベースの活動も大いに期待していきながらやりたいという大きな意図であると理解すれば良いと思います。

これにつきまして、残りの20分ぐらいの時間でいろいろなご意見をいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○岡本委員 とても大切な取組だと思いますので、活用していただきたいと思います。景観資源の保全と活用のほうで言うと、観光とも結構結びついてくると思うのです。札幌市を訪れる皆さんにとっても、札幌の景観の魅力みたいなものを感じて歩いて回ることがあると思います。そういうこともあるのと同時に、札幌市では、たしかICTを用いてまちを便利にしようという戦略も進んでいると思うのですが、そちらとの連携がとても重要だと思います。旅先に行くと、どうしてもスマートフォンに頼ってあちこちに行ったりするのですけれども、さまざまな情報発信のツールとして重要な位置付けにあるスマートフォンみたいなものを取り込んで、紙媒体ではなくて、もっと気軽に何か出てくると。それが地図にプロットしてあるというものではなくて、その場所に近づいたら音が鳴って、景観資源ですよということがわかるみたいな工夫もできると思います。

もう一つは、札幌市が全国的に注目される規模で貸し自転車をやるという話もあるので、貸し自転車の仕組みの中にも訪れて魅力が感じられるポイントみたいなところとの組み合わせが必要ではないかと思います。逆に、あちこちを見て回っている方々から意見が出てきて、ここは魅力的だよねという話になれば、もしかしたら市民が気付かない観光者目線の景観資源みたいなものがあるかもしれないと思ったので、お話をさせていただきました。

○西山会長 実は、私は札幌市のICT活用の委員会にも首を突っ込んでいるのですが、まず、ホームページ上では、これまでの二つの景観資源に関してきちんとプロットされているということです。でも、それはPC用の画面しかないでしょうし、スマートフォン用もあるかもしれませんが、いずれにしても、そういう固い形のものではなくて、観光客が使いこなすアプリの中でそういうものがその人の位置情報と一緒に組み合わせられて、近づいたらプッシュ配信され、いろいろな情報が入ってきて、誘われると。今、既にそういうアプリが開発されたりシステムも起動しかかっていますけれども、そういうものが、今後、すさまじい勢いで出てくるということを想定されてのご意見かと思いました。私も、有無を言わず、そういう方向は必要になってくると思いました。

事務局から、今のご意見に対して何かありますか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 景観資源の取組につきましては、既存の取組として、「れきけん×ぼろたび」というものを文化財の部局と連携してやっております。きょうは冊子も持ってきているので、皆様にお配りしたいと思います。これは、今、冊子状になっていますけれども、ホームページ上からは i B o o k s で閲覧することもできる形になっております。

観光部局との連携という具体的な話はまだ出ていないのですけれども、当然、その視点は非常に重要だと考えております。「れきけん×ぼろたび」は、内容が若干古いものですので、改訂しなければいけないと思っているのですが、ほかの部局と積極的に連携した上で、先ほどおっしゃられた I C T とか、景観資源の近くに行ったら何か情報が出てくるとか、実際にできるかどうかという技術的なところはわからないのですけれども、そういった視点を踏まえながらやっていきたいと考えております。

○西山会長 ぜひ、積極的に、前向きにご検討ください。

もう一つの部局間の札幌市内の連携としては、これも私は多少関わっているのですが、今、札幌市の文化財保護行政で、従来の指定文化財等について、上からの指定ではなくて、もっと市民の目線で拾い上げていく地域の資源、遺産を登録していくような仕組みをつくっていけないかと。国は、歴史文化基本構想という名前で全国で施策展開してしまっていて、私はそれにも関わっているのですが、景観資源にお祭も入れたらどうかというお話があったように、単に固い建物がつくる景観だけではなく、みどりがつくる景観とか、そうものが複合的につくる風景とか、そんなものも資産や景観資源として登録するまちもあれば、歴史的遺産として登録している自治体もあります。

全国でいろいろな動きがある中で、札幌市の景観部局では大都市として非常に先進的に取り組まれているところですが、今、ほかの部局でもそういうことがむくむくと起きてきて、非常に良いことではないかと私は思っております。

そういう意味で、それをばらばらにやってしまうと、文化財でも似たようなことをやって、景観でも似たようなことをやってという乱立状態で、市民からするとわかりにくいということになるので、その辺は、先を見据えて、連携して進めていただけたらということを一委員として切に願うところです。どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○渡部委員 基本的なことをお伺いしたいのですが、景観重要建造物と札幌景観資産と活用促進景観資源の三つが一番後ろのページに書かれています。札幌景観資産と活用促進景観資源の違いがよくわからないのですけれども、どのような区別があるのでしょうか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 札幌景観資産と景観重要建造物は、法律や条例上の違いになってくるのですけれども、景観計画でいいますと、景観重要建造物が 5 1 ページ、次のページに札幌景観資産について記載がございます。景観重要建造物については、景観法に基づいて指定を行うものでございます。この法に基づいて指定を行う景観重要建

造物はその後の維持管理などが非常に厳しいもので、例えば、外観を変更するようなことを行う場合には、まず、市に申請を出していただいて、市の許可がないとできないものとなっておりますし、逆に、市の許可がないことによってその建物が不利益をこうむった場合には、こうむった部分を市が補填しなければいけないものになっています。

札幌景観資産は、条例に基づいて指定を行っているものですので、こちらも何か変更する場合には、あらかじめ市に届出をしていただくことになっております。こちらについては、一旦、所有者の方と協議を重ねながら変更内容についていろいろとお話をさせていただくことになるのですが、特に何か強い強制力を持っているものではございません。

また、今回新たに位置づけました活用促進景観資源は、登録制度となっております、基本的には、市民の方からこういったものを登録してくださいという申請がありましたら、今後、運用方針の中で登録するかどうかを考えた上で登録させていただきます。そして、登録したものについては、特に何か規制がかかるわけではないですし、現状変更をする場合でも何か届出をしていただくようなものではないです。それがなくなるからといってまた何かをやってもらうというものでもないもので、市民に広く周知してもらうために、まずはいろいろと登録をしてもらいましょう、札幌市にある景観資源はこんなものがあるということ幅広い中で捉えるためのツールとして考えているものです。

○渡部委員 そうすると、活用促進景観資源のほうは、札幌景観資産よりもちょっと緩い範囲になると理解して良いですか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） そうなります。

○渡部委員 わかりました。

○西山会長 前者の景観重要建造物と札幌景観資産のほうは、指定するのですね。先ほど言ったように、指定ですから、もちろん持ち主の同意は必要ですけれども、基本的には、お上が指定して、札幌市にとって大事なものだから守ってくださいということ指定するものになります。ですから、これは文化財を指定するのと同じで指定という言葉を使っていますが、登録のプロセスが全く違うということでしょうね。基本的に、リストの所有者からの申請に基づいて、あるいは、推薦とか、今後どうやってその資産を見つけ出して登録候補に挙げていくかということはあると思いますが、基本的には指定するものではないということです。市民側からの発意なり登録プロセスなりの中から浮かび上がってきたものを行政として登録していくものであるということです。

基本的には、指定して守るのではなくて、使ってもらって守っていくということです。ですから、古いものだけが大事なわけではないですが、多分、気にしないで放っておくと、あと10年、20年のうちに、ほとんどのものがあつという間になくなっていってしまうと思います。しかし、そういうものをこの時点で登録しておくことによって、例えば、やっぱり何割かはなくなるかもしれないけれども、なくなっていく状況もモニタリングできるし、何よりも、それを使おうということを考えます。ただ知らない間になくなっていくというのではなくて、なくなるときにみんなで使い方を一回考えてみようということをする

るだけで、そういうものが生かされたり、残されたりしていくということになると思います。

これは、私が先ほど申し上げた文化財のほうで考えていることと全く同じ論理になっております。要するに、市民の意識の高まりの中で物を守っていく、社会全体で育てていくという言い方もしています。今までは、大事な国の宝を自治体が税金を使って守っていくべきであるということでしたが、社会全体が自分たちの生活の必要の中でとか、生きがいとか、誇りとか、そういう中で守っていけるようなものを積極的に登録していこうという考え方だと理解していいと思います。そういう意味では、前者の二つとは全く違うものであるということです。ただ、施主との合意とか行政側の新しい気づきの中で、札幌景観資産とか景観重要建造物になり得るものはあると思います。価値に絶対的な線が引かれているものではなくて、その中での行き来はあると思うのですけれども、まずは、そういう登録や指定の仕組みの裾野を広げることによって資源を広く理解するという考え方で良いのかなと理解しています。

それでは、ほかにいかがですか。

○梅木委員 確認ですけれども、これによると、景観整備機構は3月に第1号が指定される予定となっています。そして、新たに指定団体の検討をしていくという感じですね。その場合は、手を挙げるのですか。それとも、やりませんかというふうにしていくのですか。

○事務局（景観係長） 事務局としては、そのどちらもあり得るのかなと考えております。具体的に今の段階で手を挙げているところがいらっしゃるわけではないのですが、そのときによると思います。

○梅木委員 では、もし声をかけたりするときには、北海道建築士会の建物の中心の方たちが指定される予定ということなので、ランドスケープとか造園の視点からも、同時にスタートするぐらいの気持ちで、まず建物があってランドスケープを考えるのではなく、両方でスタートしていけば全てがうまくいくような気がするのですが、ぜひ検討をよろしく願いたいと思います。

○事務局（景観係長） ささまざまな分野の団体からという想定は全国的にもされておりますので、その可能性は幅広く持っておきたいと思っております。

○片山委員 今のことに関連して教えていただきたいのですが、この事業費はどのようなふうに支払われるのですか。収入が発生するということは、広く公募をかけないとちょっと説明がつかないのではないかなという危惧があります。また、委託ではないと思うのですが、業務内容の決定の方法がよくわからないのです。11ページにあるように、業務の1号、6号、7号のところに赤丸がついていますが、先ほどの話だと、北海道建築士会が行いたいものはこういうことが挙げられていますという説明がされたと思いますが、それ以前に札幌市でやらなければいけないことがあって業務が発生して決定していくと思うのです。その辺の契約内容とか、どういう関係性で指定して、業務を遂行してもらうのかというルールがよくわからないのです。

○事務局（景観係長） 整備機構の位置付けとして、法律上、新たに行政だけがいろいろな活動をするのではなく、市民団体を含めて、幅広く事業活動をしていただきたいという制度です。その中では、例えば、建築士会という組織でいけば、これまでも全国的に社会貢献活動としていろいろな組織の中に委員会を設けて、まちづくり活動、委員会活動をしたり、先ほど事例でお示したようなことをしております。今までは一団体としてやっていたものが、法律に基づいた機構の位置付けを受けることで、行政と連携してやっています。そのときは、今までは単体でやっていたことが、行政との連携によって、対外的に受ける印象とか、入っていく場所の幅の広がりとか、いろいろなことが考えられていくことを想定して、全国的にも建築士会が指定されているケースが多いと思うのですが、それ以外にも、一般社団法人、NPO法人を含めて、自分たちの活動がもっと目に見えるもの、広く周知されるものを組織体として臨むときの一つのツールとして、こういうものに指定されることによって活動の幅が広がるみたいなことがあります。

必ずしも、指定を受けたことで、札幌市がこれをやってほしいみたいなことを直接契約的に定めたものではないです。全国的には、そういう分野において、委託業務として受けている事例もあるようですので、パターンとしてはありますが、必ずしも受けるということではなく、団体の自主事業、その分、団体化したときにそういうことを活動していくための事業費をみずから捻出して予算化していかなければいけないと思いますけれども、その範囲内でやっていただくということです。場合によっては、連携して、または、我々から何かお願いをするケースもあり得るということです。

雑駁な表現になってしまいましたが、以上です。

○片山委員 わかりました。ありがとうございます。

○西山会長 逆に言うと、指定を受けて何のメリットがあるのか、私もいろいろ思うところがあるのですけれども、今ご説明いただいたように、基本的には、受託事業者という印象よりは、行政側の立場に近いというか、全体を見渡せるような活動を、組織が持つ社会貢献活動というミッションとしてやるというほうがわかりやすいと思っております。難しいですけれどもね。

○廣川委員 わからなくなってきたのですが、一番冒頭にあったプレ・アドバイスという制度がありますね。それから、今の機構のところ、北海道建築士会の話というのは、指定として内定しそうだということですか。

○事務局（景観係長） そうです。北海道建築士会として申請の意向がありますので、可能性前提で協議をしていますが、既に北海道の建築整備機構としても指定を受けていますので……。

○廣川委員 それは、札幌の支部か何かでやるわけですか。

○事務局（景観係長） いえ、あくまでも北海道建築士会としてです。

○廣川委員 そうすると、これとは全く相関性がないのですか。先ほどのプレゼンテーションの小澤委員が座長としてやっているものと似たようなことをやるわけでしょう。違う

のですか。

○事務局（景観係長） 例えば、景観整備機構は、自主的ないろいろな活動もできますし、1号のところで専門家の派遣がありますけれども、全国の事例では、行政の届出制度、一定の地区指定がされていて、その地区指定された中に地元の協議団体が存在していたりするので。その地元にある商店街の景観形成協議会にいろいろアドバイスをしてほしいというときに、整備機構がアドバイスに行ったりということがパターンとしてはあります。

○廣川委員 では、もっと簡単に言うと、まちづくり会社か何かでこういうものをつくってしまうと。作業分担みたいなもので、古い建物の保存は不得意なのですが、新しく、小澤委員がやっているようなプレゼンテーションを受けたり、ある程度の指導とか情報公開も含めてやるのは、ある部分では建築士会より我々のほうがはるかにレベルが高いと思うのです。

なぜかという、自分でつくったり投資したりしてやるからです。建築士は、理想を話すだけで、でき上がると全然違ってくるのです。その難しさはわかるのですけれども、極端なことを言うと、手を挙げると、そちらは困るわけですか。

○事務局（景観係長） 例えば、景観整備機構になりたいというような……。

○廣川委員 いえ、極端なことを言うと、こういう都市景観整備機構の一部になるということです。それはできるのですか。ちょっとごちゃごちゃしてしまうので、後でもいいです。どうも次から次へといろいろなものが出てくるから……。

○事務局（景観係長） また個別にでもお話を伺って、お答えできるようにしたいと思います。

○廣川委員 また相談します。すみません。

○西山会長 ほかにいかがですか。

○沼田委員 市民代表で聞きたいことがあるのですが、これは、札幌景観整備機構という組織が札幌市の外郭団体として将来形成されるということですか？

○事務局（景観係長） 意味合いとしては、そういうことではなくて、補足資料2の全国のリストにあるように、法人団体を含めて、いろいろな会社名や団体名がありますけれども、そういう団体が前提で、その各団体に札幌市景観整備機構という肩書きがつくというイメージです。

○沼田委員 それはわかるのですが、指定というのではなくて、機構というものが別の組織として形成される可能性はないのかということを知っています。

過去の札幌市の事例でいいますと、札幌総合情報センター（SNET）は、もともと外郭組織でした。現在は札幌市の第三セクターのようになっていっていますが、そういう形にはならないのですか。

○事務局（景観係長） こちらに関しては、制度上、そういう形にはなっていきません。

○沼田委員 わかりました。

○西山会長 時間も大分終わりに近づいておりますけれども、この件につきまして、どう

してもというご意見があればお願いします。

○石塚委員 活用促進景観資源の運用方針に関わることですけれども、活用促進景観資源とは一体何かということをも市民にどうわかりやすく伝えるかというときに、単に制限が緩いものという説明になると、景観重要建造物とか景観資産に比べるとランクが低いけれども、制限もない気楽なものだから登録してねという感じになってしまっていて、制度的にモチベーションが上がらずに形骸化してしまうのではないかと思うのです。

これは、「活用促進」と頭についているとおり、今ある価値だけではなく、これから生まれる価値を応援するとか、景観資源が重要なものだと言って神棚の上に乗っけておくものではなく、その資源の周辺の住民の人たちとか関係者がその資源と積極的な関わりを持つというところに価値があるのではないかという気がするのです。

そうしたときに、今、この運用方針は基本的な視点という形で6項目挙げられていますが、活用、活動への発展性があるというのは重要なファクターだと思うのですけれども、発展性があるということをも札幌市が客観的に評価するのではなくて、申請をする側が、こういう活用や活動をしていきますということを宣言する形にしないと目的は達成できないと思います。

それから、コミュニティーとの結びつきがあるという6番目は、5番目の共感できるということとほぼイコールであって、世田谷の地域風景資産においては、地域風景資産を通じて、コミュニティーのつながりができるということが評価項目なのです。この資源を大切にしていこうという思いが集まって、地域のつながりが生まれてくるというところに価値を見出しているということです。そういうほかの景観資産とは違う戦略性というのをもっと明確に打ち出す必要があるという気がします。

そのためには、情報を発信して手を挙げてくれるのを待っているのではなくて、札幌市のほうで積極的に掘り起こしに動かないと、この制度は生きてこないと思うので、そこら辺のプログラムをぜひご検討いただくと良いという感覚を持っています。

○西山会長 今のご指摘は、いずれも重要だと思います。例えば、空き家の建物を見て、ポテンシャルはあるかもしれませんが、発展性があるとかないというのは当然わからないわけで、例えば、そこに寄り添って、それを活用しようとする人のプログラムと同時に登録をしていくとか、そういうものがあると思いましたが、共感できると考えるコミュニティーとの結びつきというのは、例えば、札幌のような200万人の都市の市民みんなが同時に共感はできないけれども、多くの人々が、確かにこれは大事だねとか、ここにこんなものがあったということと言われて初めて気付いて、みんながその大事さに共感するということがあると思います。その建物に関わる周辺のコミュニティー、ないしは周辺でなくても良いですけれども、それを活用したいと思う、ある意味では別の都市的なコミュニティーが結びつくということは、もしかしたら次元がちょっと違って、コミュニティーと結びつけるという意味では共感できるレベルがあると思いました。

○石塚委員 今のお話で言い忘れたことがありました。今、潜在的価値があるということ

を強調されているところが結構あると思うのですがけれども、例えば、地区の会館に苗木を植えて、その苗木を地域のシンボルツリーとして育てていこうということで、その苗木を活用促進景観資源として登録できるかということを考えてときに、あまり価値のことを前面に出してしまうと、そんな苗木を登録はできないと思うのですが、実は、その活用促進景観資源の狙いから言うと、そういう苗木を育てていくこと自体がとてもふさわしい行為だし、景観資源として登録すべきものではないかと私は思うのです。だから、その伸び代というか、意図というものをもう少し明確にしておかないと、運用の仕方がわからなくなってしまいう可能性があるという気がしました。

○西山会長 私が考えていたのは、例えば、地域に何十年も前から建っていて、一般的にはつまらない平易なデザインの公営住宅のようなものが取り壊されていく中で、やっぱり全部がなくなってしまって良いのかと思うことがあります。でも、ほとんどが空き家で市も払い下げたいとかいろいろな思惑がある中で、そういう建物の最後の1棟はちゃんと残して活用し、札幌市にこういう建物があったのだと。ですから、住居として使わなくても、たまたま別の活用方法を考えついた人たちがいたとか、今までだったら、これが景観資源として登録すべきものなのかと思うようなものの中に、ここにあるようなキーワードを並べてみると、もしかしたら登録すべきものがあるかもしれないのです。ですから、あくまでもそれを活用する人と物とか空間とのセットで景観を評価する可能性があっても良いと思います。そんなことを可能性として考えていくべきかと思いました。

最後にもう一つ、先ほど石塚委員からありました制度を発表して待つのではなくてという話はまさにそうで、これに関しては、景観の部局でも基礎調査みたいなことをかなり前からやられていて、データベースをお持ちだったり、文化財の担当のほうでもお持ちだったりということがありますので、そういうものの調査をやり直して、今の残存状況を議論するとか、新しい物差しをある程度設定して、今まではひっかからなかったようなものを基礎調査で洗い出していくということもあって良いと思います。そのときに、建築士会の景観機構の6番目の調査研究を使うとか、いろいろあると思いました。

最後に、石井委員、お願いします。

○石井委員 全く初歩的なことですみません。

札幌市景観アドバイザーの担い手とありますけれども、これは、市民に手を挙げていただくのか、逆に、札幌市から頼んでそういう人を育てるのか、どういう位置付けになっているのでしょうか。

また、市民レベルの活動を利用してということがありますが、これをどのように景観につなげていこうと考えているのでしょうか。

○事務局（景観係長） 景観アドバイザーというものについてですけれども、札幌市の条例の中でそういう制度を定めております。現在は、外部から相談があったときに、その都度、我々が審議会の委員を含めてどなたか専門家を委嘱して、アドバイザーとして入っていただいて、その事案ごとにアドバイスをしていただくというシステムが既にあります。

それは同じように、委員報酬なりが1回いくらという形で出るのですけれども、そういう制度の中にも機構としての位置付けの方々が入ってこられるのではないかと考えております。

○西山会長 いろいろとありがとうございました。

私の不手際で随分と時間が押してしまっておりまして、申し訳ございません。

それでは、以上で本日の報告事項は全て終了しましたけれども、最後に事務局からお知らせがあるということですので、お願いいたします。

○事務局（景観係長） 時間のない中、申しわけないのですが、最後にお知らせだけさせていただきます。

現在、景観の普及啓発事業を今年度もやっているところですが、今お配りしているチラシにあるように、江厚別の写真を募集しますということをやっています。

これは、昨年度末に景観普及啓発事業のお知らせをしたときに、次年度以降は広域景観について少し考えていく活動をしていくというお話をしました。今、画面に出ていますけれども、昨年度末の3月に、景観と境界ということの一つイベントを行いました。この中で、地域の札幌に隣接する北広島市や江別市などに、こういうことを考えていきませんかという投げかけをしながらイベントを打って、今年度に入ってから、現在、江別市にある市民団体とか、江別市の景観分野に関わる組織の職員が有志で、業務としては参加できないけれども、興味があるのでちょっと取り組んでみたいなという話に発展して、今年度、広域景観を考える上で、厚別区と江別の境界を意識しない風景を考えていこうという取組を行っておりました。

今年度の9月24日には、こういうフェスなるものを開いて、新さっぽろの光の広場でイベントを開催して、和田哲さんというo. t o n eの編集デスクをやられている方に地域の歴史を語る講演をいただいたり、江別と厚別周辺のあるある話をクイズにしたり、札幌からは景観70色を使った市民団体の方に参加いただいたり、江別市からは、農家の方々に来ていただいて、江別の農業風景を含めて、こんな特産がありますという話をしていただくイベントを開催していました。また、引き続き、景カードも啓発しながらイベントをしたところです。

現在、その続きの活動として、江別と厚別周辺の地域で、まちの境界を超えて景観を共有するという新たな価値を皆さんで考えることがまちの魅力を考えるきっかけになるのではないかとということで、こういう写真募集をしながらイベントをしています。こちらは12月25日まで募集しておりますが、もしあちらに行く機会があれば、こんなものもあったということのを頭の片隅に入れておいていただければ幸いです。

以上、お知らせでございました。

○西山会長 ありがとうございました。

それでは、今のことも含めて、最後に委員の皆様から何かございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○西山会長 それでは、私の進行は終わらせていただいて、事務局にお返しいたします。

○事務局（地域計画課長） 本日は、長時間にわたり、ありがとうございました。

議事録につきましては、皆様に内容のご確認をいただいた上で、ホームページにて公開となります。

また、委員の皆様には郵送させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次回の審議会は、3月上旬を予定しております。

3. 閉 会

○事務局（地域計画課長） それでは、以上をもちまして、平成29年度第2回札幌市景観審議会を終了いたします。

本日は、ありがとうございました。

以 上

委員（12名出席）

石塚 雅明	(株) 石塚計画デザイン事務所 代表取締役
梅木あゆみ	(有) コテージガーデン 代表取締役
岡本 浩一	北海学園大学工学部 教授
小澤 丈夫	北海道大学大学院工学研究院 教授
片山 めぐみ	札幌市立大学デザイン学部 講師
西山 徳明	北海道大学観光学高等研究センター 教授
廣川 雄一	札幌商工会議所 都市まちづくり委員会委員長 (株) にしりん、(株) 4丁目プラザ代表取締役社長)
八木由起子	(株) えんれいしゃ 北海道生活 編集長
渡部 純子	公益社団法人日本サインデザイン協会 理事
石井 芳子	市民
田中富美子	市民
沼田 実	市民